

議案第 21 号

豊栄小学校及び豊栄中学校における小中一貫教育の実施について

豊栄小学校及び豊栄中学校において小中一貫教育を実施することについて、次のとおり提案する。

令和 5 年 10 月 26 日提出

東広島市教育委員会
教育長 市場 一也

1 提案理由

豊栄小学校及び豊栄中学校において、新たに隣接型として小中一貫教育を実施するため、この議案を提出するものである。

2 実施内容

(1) 対象校

豊栄小学校及び豊栄中学校

(2) 実施の理由

第 2 期東広島市教育振興基本計画（令和元年度～令和 5 年度）に掲げる基本施策の一つとして、「教育内容の充実」において確かな学力の育成のために校種間連携や小中一貫・接続教育を推進している。

豊栄地域では、早くから小・中学校各 1 校に統合され、学校・家庭・地域が一体となって子どもの育ちを支えてきた。今年度からは、小・中学校合同のコミュニティ・スクールが導入されており、小中一貫教育の目的に沿った学校運営を行うことができると判断したため。

(3) 実施時期

令和 6 年 4 月 1 日から

3 根拠規定

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成 20 年東広島市教育委員会規則

第2号)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、東広島市教育委員会（一略）の権限に属する事務のうち、法第25条第2項各号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものを除き、教育長に委任する。

(2) 教育内容及びその取扱いの一般方針を定めること。